

## 第二部 参 照 情 報

## 第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 24 事業年度」（平成 25 年 8 月 28 日付作成）

## 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 24 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 24 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 26 年 5 月 28 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

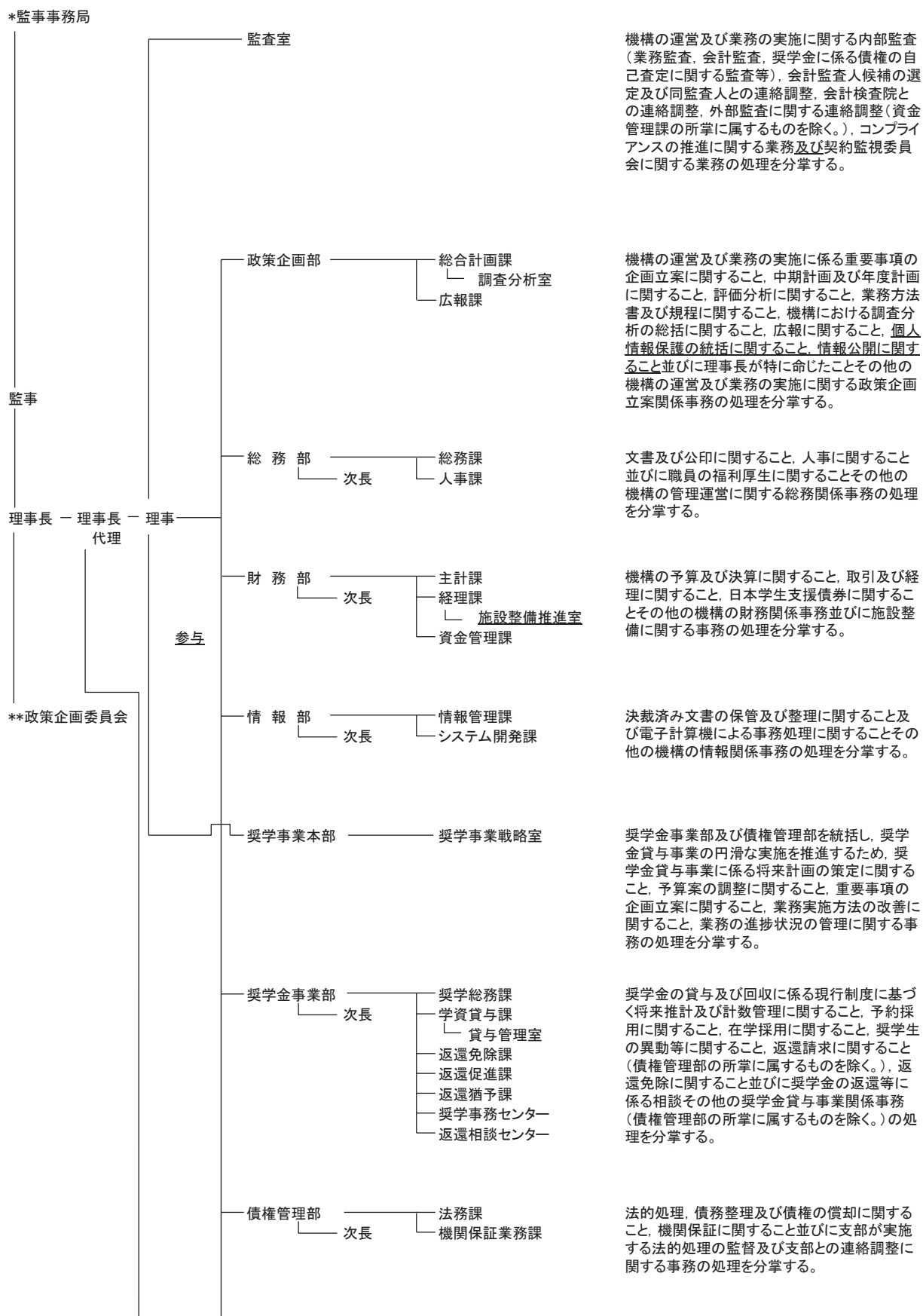
### 第1 法人の概況

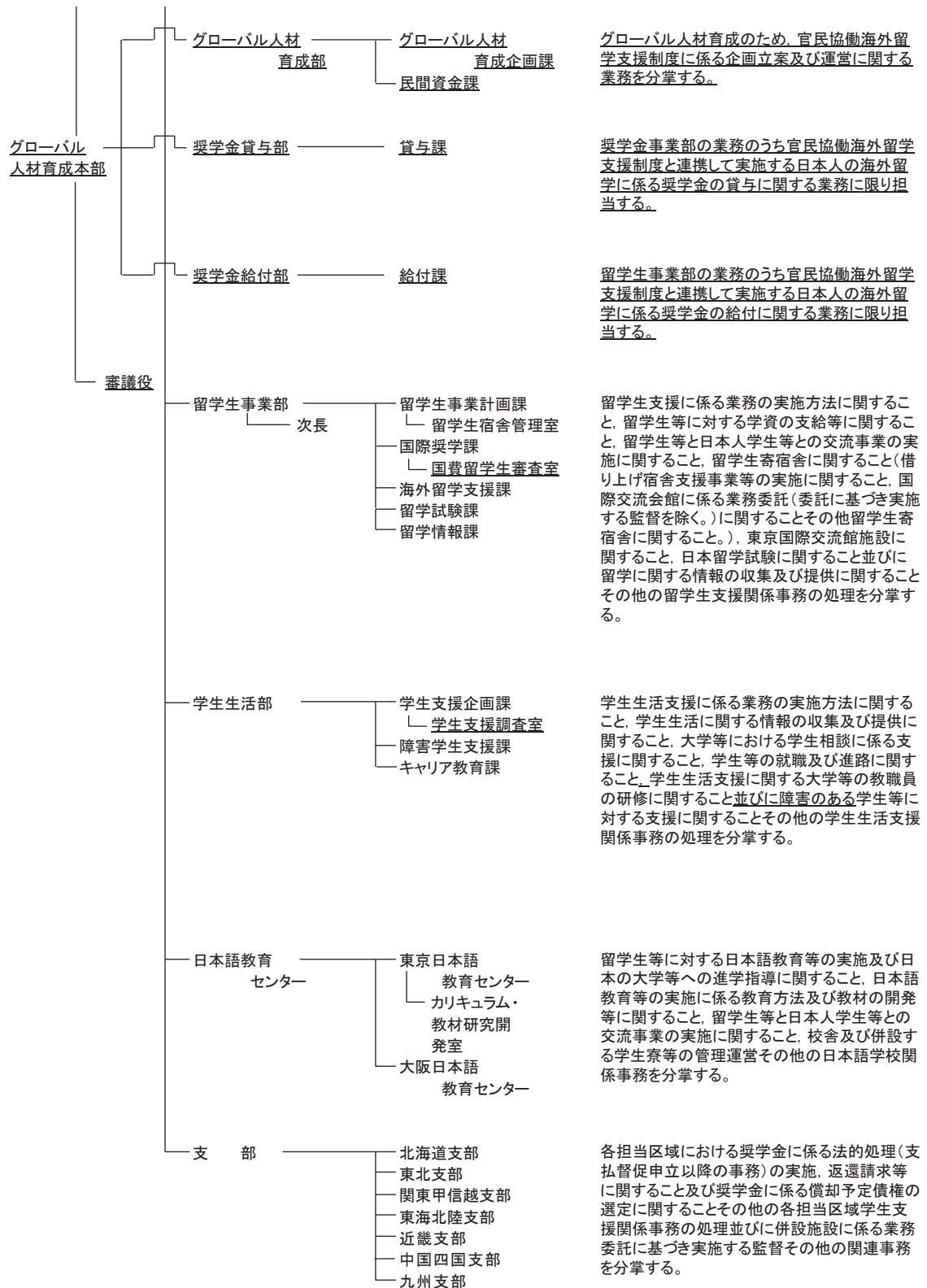
#### 2 沿革

年 月	事 項
平成 16 年 4 月	日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、独立行政法人日本学生支援機構設立機関保証制度を導入
	法科大学院生や日本人学生の海外留学を対象とした奨学金の導入
平成 17 年 4 月	第一種奨学金の貸与月額の改定
平成 19 年 4 月	第二種奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し
平成 20 年 4 月	第二種奨学金の新貸与月額創設
平成 21 年 4 月	第一種奨学金の貸与月額の改定
	第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定
平成 22 年 4 月	第一種奨学金の支給開始時期の早期化
平成 23 年 1 月	減額返還制度の導入
平成 24 年 4 月	所得連動返還型無利子奨学金制度の創設
平成 26 年 4 月	海外留学のための無利子貸与開始
	<u>延滞金の賦課率の引下げ及び返還期限猶予制度の適用年数の延長</u>
	<u>官民協働海外留学支援制度の創設</u>

### 3 事業の内容

#### (3) 組織及び所掌





\*監事事務局…………… 監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

\*\*政策企画委員会…………… 理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。

#### (4) 事業の概要

##### 【奨学金貸与事業】

###### ① 奨学金の種類

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金とがあります。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、12 ページ以降に示す基準により採用されます。第一種奨学金のうち、高等学校分及び専修学校高等課程分については、平成 17 年度入学者から各都道府県に事業移管され、本機構は高等学校等奨学金事業交付金を措置しています。また、平成 16 年度からは世情に応じ以下の施策を実施しています。

##### 平成 16 年度以降の新たな施策

年 度	事 項
平成 16 年度	法科大学院生を対象とした第一種、第二種奨学金の創設 学位取得を目的とした海外留学生（大学・短期大学・大学院）を対象とした第二種奨学金の創設
平成 18 年度	国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成 24 年度	所得連動返還型無利子奨学金制度 <sup>(※1)</sup> の創設
平成 25 年度	職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限 2 年未満の専修学校、専修学校通信教育課程を第一種、第二種奨学金の貸与対象に拡大
平成 26 年度	海外留学をする学生・生徒 <sup>(※2)</sup> を第一種奨学金の貸与対象に拡大

(※1) 家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度

(※2) 本機構が実施する「海外留学支援制度（長期派遣・短期派遣）」により奨学金等の給付を受ける学生・生徒を対象として実施

###### ⑦ 機関保証制度

平成 16 年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすること、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成 16 年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金貸与の申込ができることとなりました。ただし、学位取得を目的とした海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、次表のとおり奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります。なお、平成 24 年度の新規奨学生の機関保証制度への加入率は 46.7% となっています。

## 保証料一覧（目安）

区 分			貸与月額（円）	貸与月数	保証料月額（円）	
第一種奨学金	短大	国・公立	自 宅	45,000	24	1,606
			自 宅外	51,000		1,820
		私 立	自 宅	53,000		1,892
			自 宅外	60,000		2,297
				30,000		828
	大学	国・公立	自 宅	45,000	48	1,782
			自 宅外	51,000		2,143
		私 立	自 宅	54,000		2,269
			自 宅外	64,000		3,137
				30,000		1,114
	修士			50,000	24	1,785
				88,000		3,593
	博士			80,000	36	3,607
				122,000		6,623
		医・歯・獣医学 課程		80,000	48	4,277
				122,000	48	6,523
第二種奨学金	短大			30,000	24	863
				50,000		1,884
				80,000		3,247
				100,000		4,630
				120,000		5,893
	大学			30,000	48	1,181
				50,000		2,246
				80,000		4,657
				100,000		5,822
				120,000		6,986
			薬・獣医学課程の増	140,000	72	8,156
			医・歯学課程の増	160,000		9,044
	修士			50,000	24	1,884
				80,000		3,247
				100,000		4,630
				130,000		7,101
				150,000		9,001

区 分			貸与月額（円）	貸与月数	保証料月額（円）	
第二種奨学金	博士			50,000	36	1,999
				80,000		3,869
				100,000		5,911
				130,000		7,684
				150,000		8,866

（注）第二種奨学金は、基本部分の貸与利率 3.0%、医・歯・薬・獣医学課程の増額部分の貸与利率 3.2% で計算しています。

※中期計画における機関保証制度運用に関する内容については削除致しました。

⑨ 奨学金の原資、貸与利率

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成 19 年 1 月	1.30%	1.3%	—
2 月	1.03%	1.3%	0.90% (第 9 回日本学生支援債券)
3 月	1.30%	1.3%	—
4 月	1.30%	1.3%	—
5 月	1.30%	1.3%	—
6 月	1.30%	1.3%	—
7 月	1.44%	1.5%	1.19% (第 10 回日本学生支援債券)
8 月	1.50%	1.5%	—
9 月	1.40%	1.4%	—
10 月	1.20%	1.2%	—
11 月	1.03%	1.3%	0.93% (第 11 回日本学生支援債券)
12 月	1.10%	1.1%	—
平成 20 年 1 月	1.10%	1.1%	—
2 月	0.86%	1.0%	0.69% (第 12 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	1.20%	1.2%	—
7 月	1.40%	1.4%	1.08% (第 13 回日本学生支援債券)
8 月	1.30%	1.3%	—
9 月	1.10%	1.1%	—
10 月	1.10%	1.1%	—
11 月	1.00%	1.0%	1.04% (第 14 回日本学生支援債券)
12 月	0.93%	0.9%	—
平成 21 年 1 月	0.90%	0.9%	—
2 月	0.80%	0.8%	0.78% (第 15 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	0.90%	0.9%	—
7 月	0.90%	0.9%	0.502% (第 16 回日本学生支援債券)
8 月	0.70%	0.7%	—
9 月	0.70%	0.7%	—
10 月	0.70%	0.7%	—
11 月	0.60%	0.6%	0.498% (第 17 回日本学生支援債券)
12 月	0.60%	0.6%	—
平成 22 年 1 月	0.60%	0.6%	—
2 月	0.60%	0.6%	0.317% (第 18 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.251% (第 19 回日本学生支援債券)
8 月	0.40%	0.4%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.231% (第 20 回日本学生支援債券)
10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.30%	0.3%	0.277% (第 21 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 23 年 1 月	0.50%	0.5%	—
2 月	0.50%	0.6%	0.300% (第 22 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—



年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 23 年 7 月	0.50%	0.5%	0.240% (第 23 回日本学生支援債券)
8 月	0.50%	0.5%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.201% (第 24 回日本学生支援債券)
10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.40%	0.4%	0.278% (第 25 回日本学生支援債券)
12 月	0.40%	0.4%	—
平成 24 年 1 月	0.40%	0.4%	—
2 月	0.40%	0.4%	0.236% (第 26 回日本学生支援債券)
3 月	0.40%	0.4%	—
4 月	0.40%	0.4%	—
5 月	0.40%	0.4%	—
6 月	0.30%	0.3%	—
7 月	0.30%	0.3%	0.176% (第 27 回日本学生支援債券)
8 月	0.30%	0.3%	—
9 月	0.20%	0.2%	0.151% (第 28 回日本学生支援債券)
10 月	0.30%	0.3%	—
11 月	0.20%	0.2%	0.156% (第 29 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 25 年 1 月	0.20%	0.2%	—
2 月	0.30%	0.3%	0.150% (第 30 回日本学生支援債券)
3 月	0.20%	0.2%	—
4 月	0.20%	0.2%	—
5 月	0.30%	0.3%	—
6 月	0.30%	0.3%	0.206% (第 31 回日本学生支援債券)
7 月	0.30%	0.3%	—
8 月	0.40%	0.4%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.161% (第 32 回日本学生支援債券)
10 月	0.30%	0.3%	—
11 月	0.30%	0.3%	0.187% (第 33 回日本学生支援債券)
12 月	0.20%	0.2%	—
平成 26 年 1 月	0.30%	0.3%	—
2 月	0.30%	0.3%	0.141% (第 34 回日本学生支援債券)
3 月	0.20%	0.2%	—
4 月	0.20%	0.2%	—

- (注) 1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 平成 20 年 11 月発行の第 14 回日本学生支援債券は、同年 12 月の平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てています。
3. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 34 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表 3) 平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と  
財政融資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間なし
平成 20 年 4 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5 月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6 月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7 月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8 月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11 月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成 21 年 1 月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4 月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5 月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6 月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7 月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 22 年 1 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2 月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3 月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4 月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6 月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11 月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 23 年 1 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3 月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4 月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5 月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8 月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
12 月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8月	<u>1.09%</u>	<u>0.30%</u>	<u>0.9%</u>	<u>1.2%</u>	<u>0.3%</u>	<u>0.3%</u>
9月	<u>0.99%</u>	<u>0.30%</u>	<u>0.8%</u>	<u>1.1%</u>	<u>0.3%</u>	<u>0.3%</u>
10月	<u>0.89%</u>	<u>0.30%</u>	<u>0.7%</u>	<u>1.0%</u>	<u>0.3%</u>	<u>0.3%</u>
11月	<u>0.89%</u>	<u>0.20%</u>	<u>0.7%</u>	<u>1.0%</u>	<u>0.2%</u>	<u>0.2%</u>
12月	<u>0.89%</u>	<u>0.26%</u>	<u>0.7%</u>	<u>1.0%</u>	<u>0.2%</u>	<u>0.3%</u>
平成26年1月	<u>0.89%</u>	<u>0.30%</u>	<u>0.7%</u>	<u>1.0%</u>	<u>0.3%</u>	<u>0.3%</u>
2月	<u>0.82%</u>	<u>0.20%</u>	<u>0.7%</u>	<u>0.9%</u>	<u>0.2%</u>	<u>0.2%</u>
3月	<u>0.82%</u>	<u>0.20%</u>	<u>0.7%</u>	<u>0.9%</u>	<u>0.2%</u>	<u>0.2%</u>
4月	<u>0.89%</u>	<u>0.20%</u>	<u>0.7%</u>	<u>1.0%</u>	<u>0.2%</u>	<u>0.2%</u>

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%	平成21年9月18日
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%	平成21年9月18日
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%	平成22年3月19日
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%	平成22年9月17日
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%	平成22年9月17日
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%	平成23年3月18日
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%	平成23年9月20日
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%	平成23年9月20日
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%	平成21年3月19日
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%	平成21年9月18日
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%	平成21年9月18日
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%	平成22年3月19日
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%	平成22年9月17日
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%	平成23年11月18日
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%	平成23年1月20日
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%	平成23年6月20日
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%	平成24年9月20日
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%	平成24年2月20日
第19回	平成22年7月7日	400億円	2年	年0.251%	平成24年7月20日
第20回	平成22年9月15日	400億円	2年	年0.231%	平成24年9月20日
第21回	平成22年11月9日	400億円	3年	年0.277%	平成25年11月20日
第22回	平成23年2月8日	400億円	2年	年0.300%	平成25年2月20日
第23回	平成23年7月7日	400億円	2年	年0.240%	平成25年7月19日
第24回	平成23年9月15日	400億円	2年	年0.201%	平成25年9月20日
第25回	平成23年11月9日	500億円	3年	年0.278%	平成26年11月20日
第26回	平成24年2月8日	400億円	2年	年0.236%	平成26年2月20日
第27回	平成24年7月9日	400億円	2年	年0.176%	平成26年7月18日
第28回	平成24年9月18日	500億円	2年	年0.151%	平成26年9月19日
第29回	平成24年11月7日	500億円	3年	年0.156%	平成27年11月20日
第30回	平成25年2月6日	400億円	2年	年0.150%	平成27年2月20日
第31回	平成25年6月7日	500億円	2年	年0.206%	平成27年6月19日
第32回	平成25年9月9日	400億円	2年	年0.161%	平成27年9月18日
第33回	平成25年11月7日	500億円	3年	年0.187%	平成28年11月18日
第34回	平成26年2月6日	400億円	2年	年0.141%	平成28年2月19日

〔ご参考2〕 民間金融機関からの借入の状況

平成24年度

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成24年12月19日	142,868	0.12917	平成25年1月9日	平成25年4月9日
—	—	0.06667	—	平成25年7月9日
—	—	0.05000	—	平成25年10月9日
—	—	0.04636	—	平成26年1月8日
平成25年1月23日	142,868	0.10417	平成25年2月6日	平成25年5月2日
—	—	0.04000	—	平成25年8月6日
—	—	0.04000	—	平成25年11月6日
—	—	0.03091	—	平成26年2月6日
平成25年2月21日	160,869	0.10083	平成25年3月7日	平成25年6月7日
—	—	0.07000	—	平成25年9月6日
—	—	0.07000	—	平成25年12月6日
—	—	0.06091	—	平成26年3月7日

平成25年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成25年4月25日	46,500	0.10000	平成25年5月14日	平成25年8月7日
平成25年5月24日	40,000	0.10000	平成25年6月7日	平成25年9月9日
平成25年6月25日	140,000	0.11000	平成25年7月9日	平成25年10月9日
平成25年7月24日	115,000	0.12000	平成25年8月7日	平成25年11月7日
平成25年8月26日	130,000	0.12000	平成25年9月9日	平成25年12月9日
平成25年9月25日	150,000	0.11636	平成25年10月9日	平成26年1月8日
平成25年10月23日	130,000	0.12091	平成25年11月7日	平成26年2月6日
平成25年11月25日	150,000	0.10091	平成25年12月9日	平成26年3月7日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成25年12月17日	133.819	0.10091	平成26年1月8日	平成26年4月8日
—	—	0.09182	—	平成26年7月8日
—	—	未定	—	平成26年10月8日
—	—	未定	—	平成27年1月7日
平成26年1月23日	133.819	0.10000	平成26年2月6日	平成26年5月2日
—	—	0.09182	—	平成26年8月6日
—	—	未定	—	平成26年11月6日
—	—	未定	—	平成27年2月6日
平成26年2月21日	145.620	0.10182	平成26年3月7日	平成26年6月6日
—	—	未定	—	平成26年9月5日
—	—	未定	—	平成26年12月5日
—	—	未定	—	平成27年3月9日

平成26年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成26年4月25日	38.800	0.100%	平成26年5月14日	平成26年8月7日
平成26年6月25日	未定	未定	平成26年7月9日	平成26年10月8日
平成26年7月24日	未定	未定	平成26年8月7日	平成26年11月7日
平成26年9月24日	未定	未定	平成26年10月8日	平成27年1月7日
平成26年10月23日	未定	未定	平成26年11月7日	平成27年2月6日
平成26年11月25日	未定	未定	平成26年12月9日	平成27年3月9日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	満期日
平成 26 年 12 月 16 日	未定	未定	平成 27 年 1 月 7 日	平成 28 年 1 月 6 日
平成 27 年 1 月 23 日	未定	未定	平成 27 年 2 月 6 日	平成 28 年 2 月 8 日
平成 27 年 2 月 23 日	未定	未定	平成 27 年 3 月 9 日	平成 28 年 3 月 9 日

【留学生支援事業】

① 学資の支給

・ 官民協働海外留学支援制度

我が国の大学等に在籍している学生を 28 日以上 1 年以内の期間、諸外国の高等教育機関等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金、授業料（上限あり）及び留学準備金を支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。なお、本制度の実施に当たっては、民間企業等からの寄附金を募り、計画的に行います。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

① 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。本機構においては、現在、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの中期目標が、文部科学大臣から新たに指示されました。

② 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なくその中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。本機構においては、現在、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの中期目標に基づく中期計画を定め、計画に則り業務を行っています。

中期目標、中期計画及び年度計画につきましては、下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ<<http://www.jasso.go.jp/jyouhoukoukai/gyoumu.html>>

(7) 平成 26 年度予算について (概要)

○総予算額 1,227,810 百万円 ( 30,160 百万円減)

(収 入)

一般会計	<u>123,026 百万円</u> ( <u>10,115 百万円減</u> )
うち、運営費交付金	<u>14,029 百万円</u> ( <u>108 百万円増</u> )
返還金等	<u>60,455 百万円</u> ( <u>18,198 百万円減</u> )
財政融資資金	<u>859,600 百万円</u> ( <u>900 百万円減</u> )
財投機関債	180,000 百万円 ( <u>0 百万円増</u> )
自己収入	<u>4,729 百万円</u> ( <u>947 百万円減</u> )

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業	<u>1,207,216 百万円</u> ( <u>32,193 百万円減</u> )
●無利子貸与事業	<u>306,758 百万円</u> ( <u>15,594 百万円増</u> )
45万2千人 (2万6千人増) <大学・大学院等分>	
●有利子貸与事業	<u>867,718 百万円</u> ( <u>39,285 百万円減</u> )
95万7千人 (6万人減)	
●育英資金返還免除等補助金・利子補給金	<u>17,982 百万円</u> ( <u>3,533 百万円減</u> )
●高等学校等奨学金事業交付金	<u>8,079 百万円</u> ( <u>5,386 百万円減</u> )
○奨学金貸与事業に係る経費	<u>6,679 百万円</u> ( <u>417 百万円増</u> )
奨学金事業の健全性確保 (内数)	<u>2,317 百万円</u> ( <u>56 百万円減</u> )
住所不明者に対する住所調査の強化	
中長期延滞債権に係る更なる回収強化	
初期延滞債権に係る回収強化	
コールセンター運営 等	

2. 留学生支援事業 14,986 百万円 ( 1,826 百万円増)

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付事業 4,886 百万円 ( 1,501 百万円減)

学部 H25 : 7,311 人 ⇒ H26 : 5,815 人 (1,496 人減)

大学院 H25 : 2,789 人 ⇒ H26 : 1,970 人 ( 819 人減)

●留学交流支援事業費補助金 8,514 百万円 ( 3,290 百万円増)

派遣分

長期派遣 (1年以上) H25 : 200 人 ⇒ H26 : 250 人 (50 人増)

短期派遣 (1年以内) H25 : 10,000 人 ⇒ H26 : 20,000 人 (10,000 人増)

受入れ分

短期受入れ (1年以内) H25 : 5,000 人 ⇒ H26 : 5,000 人 (前同)

○留学生交流事業 1,586 百万円 ( 37 百万円増)

留学生に対する学資金支給経費

留学生宿舎等の設置及び運営

日本留学試験の実施

留学生に対する日本語教育

外国人留学生のための就職支援

留学生宿舎設置者等に対する助成金支給

留学生交流推進事業 等

3. 学生生活支援事業 77 百万円 ( 0.8 百万円増)

○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供 48 百万円 ( 0.5 百万円増)

○学生の修学環境整備のための調査研究 29 百万円 ( 0.3 百万円増)

4. その他 5,531 百万円 ( 206 百万円増)

○人件費・一般管理費 5,531 百万円 ( 102 百万円減)

○給与特例法に準ずる給与削減 0 百万円 ( 308 百万円増)

(注) ●は、運営費交付金対象外予算、( ) 内は各事業における対前年度増減です。

計数は四捨五入の関係で一致しないことがあります。



## 第2 事業の状況

### 1 業績等の概要

#### 【奨学金貸与事業】

##### (1) 平成24年度の事業の実施状況について

##### ④ 奨学金の回収

##### ウ. 返還期限猶予・減額返還

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、及び海外派遣の場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から5年が限度）、経済困難等の事由による場合は原則として通算5年が限度となっていました。平成26年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、制限年数が通算10年に延長されています。

##### キ. 延滞金

本機構は、要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に、返還期日の翌日から返還した日までの日数に年10パーセントの賦課率を乗じて計算した延滞金を徴しています。ただし、経済環境について厳しい状況が続いており、経済的理由により修学が困難な学生等で教育の機会均等に資するという奨学金本来の趣旨に鑑み、平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率については、年5パーセントに引下げました。

### 2 対処すべき課題

##### (1) 延滞債権の減少及び回収率の向上

第三期中期計画においては、総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることとしています。

具体的には以下の施策を推進することとしています。

##### ① 返還金回収の促進

(略)

##### ② 機関保証制度の運用

(略)

##### (3) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進めます。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対する返還金回収方策の広報、周知に努めます。

(4) 事業資金の安定的確保

(略)

(5) 財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」結果への対応

(略)

(6) 財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」監査結果のフォローアップについて

(略)

(7) 奨学金業務システム (JSAS) の運用

(略)

(8) 個人情報の保護と情報公開

(略)

3 事業等のリスク

(2) 国の政策に伴うリスク

⑧ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」  
各法人等について講ずべき措置（別紙）

【日本学生支援機構】

○ 中期目標管理型の法人とする。

○ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

○ 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。

## 6 財政状態及び経営成績の分析

### (1) 奨学金の回収状況について

平成24年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては49～52ページに記載しておりますが、返還金の回収促進に係る中期計画及び平成26年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成26年度）
リレー口座への加入促進及びコールセンターによる返還相談の実施	<p>&lt;中期計画&gt;  <u>リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;  <u>リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</u></p>
督促の集中的実施	<p>&lt;中期計画&gt;  <u>初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;            原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約5ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託する。</p>
法的処理の実施	<p>&lt;中期計画&gt;  <u>中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;  <u>中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。</u></p>
延滞者の実態調査	<p>&lt;中期計画&gt;            延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p>&lt;年度計画&gt;  <u>延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</u></p>
住所調査の徹底	<p>&lt;中期計画&gt;  <u>無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;  <u>無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</u></p>
個人信用情報機関の活用	<p>&lt;中期計画&gt;  <u>延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;            対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>

## 第4 法人の状況

### 2 役員状況

平成26年4月1日現在の役員は、次のとおりです。

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	遠藤 勝裕	平成24年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年11月 青森支店長 平成4年11月 考査役 平成6年5月 神戸支店長 平成8年3月 電算情報局長 平成10年2月 日本証券代行株式会社取締役副社長 平成12年2月 取締役社長 平成18年6月 取締役相談役 平成22年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役社長 平成23年7月 本機構理事長 平成24年4月 再任
理事長 代理 理 事	杉野 剛	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和59年4月 文部省採用 平成23年9月 生涯学習政策局生涯学習総括官 平成24年9月 国立教育政策研究所次長 平成26年4月 本機構理事長代理・理事（役員出向）
理 事	山内 兼六	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和50年4月 日本育英会採用 平成18年4月 日本学生支援機構情報部長 平成19年4月 日本学生支援機構総務部長 平成22年4月 本機構理事 平成24年4月 再任 平成26年4月 再任
理 事	米川 英樹	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和52年4月 大阪大学人間科学部助手 昭和55年4月 大阪教育大学教育学部講師 昭和60年4月 大阪教育大学教育学部助教授 平成10年4月 大阪教育大学教育学部教授 平成16年4月 国立大学法人大阪教育大学留学生センター長 （兼任） 平成20年4月 国立大学法人大阪教育大学附属学校部長（兼任） 平成24年3月 国立大学法人大阪教育大学退職 平成24年4月 本機構理事 平成26年4月 再任
理 事	甲野 正道	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和56年4月 文部省採用 平成19年8月 独立行政法人国立美術館本部事務局長 平成19年8月 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館副館長 （併任） 平成22年8月 国立大学法人東北大学理事 平成24年8月 明治大学理事長付特任補佐 平成26年4月 本機構理事（役員出向）
監 事	澤木 公義	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和60年4月 学校法人駿河台大学設立準備室採用 平成5年1月 駿河台大学図書館司書長 平成10年12月 学校法人文化学園採用 平成14年4月 文化学園秘書室長 平成26年4月 本機構監事
監 事 (非常勤)	小川 千恵子	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	平成3年10月 センチュリー監査法人採用 平成13年4月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成22年7月 リゾンス・グローバル・プロフェSSIONナルズ 採用 平成26年3月 小川会計事務所開業 平成26年4月 本機構監事

### 第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にも掲載します。